

令和4年第3回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和4年9月12日（月曜日）午前11時13分～午前11時39分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第109号 青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第112号 青森地域広域事務組合規約の変更について

4 報告事項

(1) 「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望」について

(2) 令和4年度下期青森競輪開催日程について

○出席委員

委員長	大矢保	委員	山脇智
副委員長	山崎翔一	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館山新	総務部次長	工藤拓実
総務部理事	佐藤芳之	企画部次長	館山公
企画部長	織田知裕	税務部次長	柴田一史
企画部理事	奥崎文昭	浪岡振興部次長	小笠原聡
税務部長	川村敬貴	総務課長	竹内巧
浪岡振興部長	三浦大延	企画調整課長	松島豊
会計管理者	柿崎哲男	青森地域広域事務組合事務局総務課長	井上悦子
選挙管理委員会事務局長	山谷直大	関係課長等	
監査委員事務局長	太田綾子		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	木村結衣	議事調査課主査	柿崎良輔
議事調査課主事	笹雄貴		

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第109号「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第109号「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 概要」についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布されたことにより、「2 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正内容」に記載のとおり、令和4年10月1日から、育児休業の取得回数について、原則2回まで取得可能となることに加え、子の出生から57日間以内については、さらに2回まで取得可能となるものであります。この法改正に伴い、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のため、青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

「3 条例改正内容」につきましては、1つに、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、2つに、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化をするため、改正しようとするものであります。

具体的には、資料2、青森市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

初めに、第2条では、育児休業をすることができない職員を規定しており、同条第4号イ(1)において、子の出生の日から57日間の期間内に育児休業をしようとする非常勤職員について、現行は、子が1歳6か月到達日以降の任用見込みが必要であったものを、改正後は、出生の日から57日間の末日から六月を経過する日以降の任用見込みがあれば育児休業を取得できるよう改めるものであります。また、同号ロでは、育児休業を再度取得する際の要件を規定しておりますが、要件の種類別により集約するため、改正前のロ及びハを、ロの(1)、(2)として整理したものであります。

次に、3ページ、第2条の3第3号では、非常勤職員が1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため育児休業を取得する際の要件について規定しており、現行は、子の1歳到達日以降に再度育児休業をしようとする場合には、既に取得した育児休業と連続していることが必要となりますが、改正後においては、特別の事情がある場合は、育児休業の期間が連続していない場合でも再度取得することができるよう規定するものであります。また、4ページに記載しております改正後の同号イとして、子の1歳到達日以降に1歳6か月に達するまでの間で育児休業を取得

する際、夫婦交替による育児休業の取得を可能とすることを規定するものであります。これに伴い、改正前の同号イを同号ロに、同号ロを同号ハに改め、5ページに記載の同号ニとして、子の1歳到達日以降に1歳6か月に達するまでの間で、特別の事情により再度の育児休業を取得する場合を除き、取得回数を1回とすることを規定しております。

次に、第2条の4では、非常勤職員が1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため育児休業を取得する際の要件について、1歳から1歳6か月までの間に育児休業を取得する際の要件と同様となるよう必要な改正を行うものであります。

次に、6ページの中ほど、第2条の5につきましては、育児休業法の改正に伴い、同条を削除し、同様の内容を第3条の2として規定するものであります。

第3条では、育児休業を再度取得することができる特別な事情について規定しております。同条第5号では、育児休業等計画書により申し出た場合、前回の取得から3か月以上の期間を空けての育児休業の再度の取得ができることとしておりましたが、このたびの育児休業法の改正により、条件によらず、2回まで育児休業を取得できることとなるため、育児休業等計画書による再度の取得の仕組みを廃止することとし、同条を削除するものであります。これに伴い、同条第6号から第8号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げるものであります。また、7ページに記載の改正後の同条第7号では、任期が更新され、または任期満了後に引き続き採用されることに伴い、改めて育児休業をしようとする場合、その対象を非常勤職員に限定していたものを、任期を定めて採用された職員であれば全て対象とするよう改正しております。

次に、第3条の2では、先ほど御説明させていただきましたとおり、改正前の第2条の5を第3条の2として規定するものであります。

第9条では、育児短時間勤務をすることができない職員を規定しておりますが、新たに、第3号として、育児休業を取得する職員の代替として任期を定めて採用された職員を追加するものです。

第10条では、育児短時間勤務を再度取得することができる特別な事情について規定しておりますが、8ページに記載の同条第6号において、育児短時間勤務を再度取得する場合の計画書の名称を変更するものであります。

資料1に戻りまして、「4 施行日」ですけれども、令和4年10月1日を予定しております。

以上、議案第109号「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 109 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 112 号「青森地域広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を企画部長から求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、議案第 112 号「青森地域広域事務組合規約の変更について」御説明申し上げます。

青森地域広域事務組合規約の変更につきましては、地方自治法の規定により、構成団体である東青地域の 5 市町村の協議の前に、各構成団体の議会における議決が必要となっておりますので、提出するものであります。

資料 1 を御覧ください。

概要であります。青森地域広域事務組合におきましては、青森地域広域事務組合規約に基づき、構成する市町村からの出資金及び青森県からの助成金を原資に青森地域広域事務組合振興基金を設置しており、これまで、この運用益を財源として、青森地域の振興に資する事業を実施してきました。

同基金を廃止するため、青森地域広域事務組合規約について所要の変更を行うものであります。

廃止の主な理由につきましては、1 つには、青森圏域における構成市町村の連携した取組につきましては、青森圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組として実施していること、2 つには、基金を活用した取組は、構成市町村の単独事業として実施されている現状にあること、3 つには、基金を活用した事業を実施する構成市町村に偏りがあることなどから、出資金を返還したほうが構成市町村において資金を有効に利用できると考えたものであります。

変更内容ですが、資料 2 の新旧対照表 5 ページを御覧ください。

第 15 条基金の設置から第 18 条基金財産に対する関係市町村の権利までの 4 つの基金に係る条項、これに加えて別表を削除するということになっております。

資料 1 にお戻りください。

今後の予定であります。規約の変更に係る議案の構成市町村の第 3 回定例会の議決を経て、青森地域広域事務組合において、構成する 5 市町村による協議書の締結、県知事への許可申請という一連の手続きを進めてまいります。

以上、青森地域広域事務組合規約の変更について御説明申し上げます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 基金を活用した事業を実施する市町村に偏りがあることというふうに説明があったんですけれども、その偏りの具体例というのをちょっと紹介いただけますか。

○大矢保委員長 企画部理事。

○奥崎文昭企画部理事 具体例でありますけども、直近ですと、令和3年度になりますが、青森市におきましては、青森と首都圏をつなぐビジネス交流拠点事業に対して100万円。平内町におきましては、夜越山クロスカントリー大会に50万円、あと、観光地の看板作成に50万円ということで、昨年度は青森市と平内町のみとなっております。

令和2年度に関しましては、青森市、外ヶ浜町、今別町と使っていて、蓬田村がゼロ円となっていました。

令和元年度につきましては、青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田町、ともに使っておりますが、その前の年については、結構ばらつきがありましたので——ちょっとお待ちください。令和元年度は大体使っていますが、平成30年度は青森市がゼロ円、平内町と今別町というふうになっています。

すみません。蓬田町と言いましたが、蓬田村であります。訂正させていただきます。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 結構です。

○大矢保委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○大矢保委員長 次に、報告事項に入ります。

最初に、「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望」について報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 令和5年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明

いたします。

今般、県に対する重点事業要望がまとまりましたので、その内容について御報告するものであります。

資料「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次が最重点要望項目となっております。No. 1「青森駅周辺をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について」以下、青森圏域全体で6項目、このうち本市の最重点要望項目はNo. 1とNo. 2となっております。No. 2「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」が新規要望であります。こちらにつきましては、10月に開催する青森圏域重点事業説明会において、市長及び青森圏域の各町村長が県知事へ直接要望することとしております。

続いて、この2枚目をお願いいたします。

2枚目は重点要望項目となっております。No. 1「新ビジネスへの挑戦に対する支援・連携について」以下、青森圏域全体で25項目、このうち本市の重点要望項目はNo. 1からNo. 21までとなっております。重点要望項目のNo. 7「子育て支援について」につきましては新規要望ということであります。

次に、資料「令和5年度青森圏域重点事業要望項目一覧【総務企画常任委員会所管】」を御覧いただきたいと存じます。

総務企画常任委員会に関係する項目といたしましては、企画部所管の4項目、税務部所管の1項目の計5項目であります。

企画部、税務部の順に御説明させていただきます。

初めに、企画部所管の4項目であります。

資料「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望書」の2ページをお願いいたします。

No. 2「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」であります。

市では、県立中央病院と市民病院の在り方について、令和4年2月に県知事と市長が共同で表明した「青森県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」との基本方針に基づき検討を進め、今般、「共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項（案）」を取りまとめたところであります。

新病院の整備につきましては、多額の事業費が見込まれております。そうしたことを踏まえ、本市財政負担軽減の観点、新病院の経営安定化の観点から、「1. 青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備の着実な推進」と、「2. 県の『地域医療介護総合確保基金』等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援」などについて要望するものであります。

次に、18ページをお願いいたします。

No. 12「リモートワーク人材誘致に向けた支援と青森県独自の移住支援金制度の創設について」であります。

本市と圏域4町村では、連携して移住促進、リモートワーク人材の誘致に取り組

んでおり、引き続きこれらの取組を強力に推進するため、「1. リモートワーク人材誘致に向けた支援」、「2. リモートワーカー等移住受入促進事業費補助金の継続と補助率・補助額の増」について要望するものであります。また、秋田県と支援額等について差が生じているという状況であることなどから、「3. 青森県独自の移住支援金制度の創設」、「4. 青森県移住支援事業費補助金交付手続の改善」について要望するものであります。

次に、20 ページをお願いいたします。

No. 14「新型コロナウイルス感染症対応のための財源の確保について」であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって全国各地の地域経済が深刻な影響に見舞われる中、県と連携し一丸となって地域経済対策を実施していくため、「1. 柔軟かつ機動的に地域経済対策を講じるための財源が十分に確保できるよう、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』の令和4年度における追加の財政措置及び令和5年度における同交付金の継続に対する国への働きかけ」、「2. 地域の実情に応じた取組を支援し、全県的な地域経済回復の後押しとなるよう『青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金』の令和4年度における追加の予算措置及び令和5年度における同補助金の継続」などについて要望するものであります。

次に、27 ページをお願いいたします。

No. 21「広域連携の推進について」であります。

市では、令和2年3月、青森圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定し、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村及び本市の東青地域5市町村が連携して各種事業に取り組んでいるところであります。このことから、青森圏域連携中枢都市圏の取組に対する助言等の県の支援などについて要望するものであります。また、平成30年12月、むつ湾広域連携協議会を設立し、陸奥湾沿岸8市町村と関係団体などが連携して、陸奥湾の環境保全のほか、豊かな資源を活用した観光・産業の振興に取り組んでいるところであり、むつ湾広域連携協議会による観光・産業振興・環境保全活動に対する支援について要望するものであります。

企画部所管の要望項目は以上でございます。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 続きまして、税務部所管の項目について御説明いたします。

資料「令和5年度青森圏域重点事業に関する要望書」の13 ページを御覧ください。

「子育て支援について」のうち、子ども医療費助成に係る要望について御説明いたします。

本市では、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、本市に住所を有し、国民健康保険・社会保険などに加入しているゼロ歳から中学校3年生までの子どもを対象として、通院・入院に係る保険診療分の

医療費自己負担額を対象に助成を実施しているところであります。

本事業は、県の青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用して実施しておりますが、補助対象が就学前の乳幼児に限られるなどしており、市の財政負担が大きくなっております。

こうした中、国においては、少子化社会対策大綱を策定し、子育て家庭の様々なニーズに応える支援を行うこととしておりますことから、子ども医療費助成制度は、国の責任において創設するべきものであると考え、「1. 国において、子どもの医療費を無償化する制度を早期に創設するとともに、十分な財政措置を行うことについての働きかけ及び県の医療助成制度『青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金』の拡充」について要望するものであります。

税務部所管の要望項目は以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「令和4年度下期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、令和4年度下期青森競輪開催日程について御報告いたします。

資料の「令和4年度下期青森けいりん開催日程表」を御覧ください。

青森本場開催につきましては、令和4年10月6日木曜日のミッドナイト競輪から令和4年10月30日日曜日閉幕までの間、F1レース「坂本勉カップ」を実施するなど計4節、12日間の開催を予定しているほか、全国競輪場におけるレースの車券を発売する場外発売を資料掲載のとおり予定しております。

青森競輪場では今年6月、メインスタンド棟2階にフードコートやキッズスペースなどを新設するなど、家族連れなどの皆様にも楽しめる施設としてリニューアルし、にぎわいを見せているところであります。議員各位におかれましても、今後とも御支援・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの説明について、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員から御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 この際、私から申し上げますが、既に御承知のように、今期定例会が任期中最後の定例会となります。来る10月及び11月の常任委員協議会は、慣例によりまして、特段の事情がない限り開催しないこととしたいと思っておりますので、

あらかじめ御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)